

介護保険施設、病院、認知症対応型共同生活介護事業所
有料老人ホーム等高齢者入所施設の施設長 様

堺市介護保険課長

**新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の本市における臨時的な取扱い
(認定有効期間の延長に関する取扱い) の変更について**

新型コロナウイルス感染症対策につきまして、各施設にて適切な対応に努めていただき、
ありがとうございます。

さて、令和2年2月28日付け堺介保第2378号にて、要介護等認定調査の実施が困難
な施設の届出をお願いしているところですが、届出をいただいた場合の本市の対応につつま
して、下記のとおり一部変更しますので、お知らせいたします。

記

<変更前>

1 届出いただいた場合の本市の対応

① ー略ー

② 更新認定申請者の要介護等認定については、本市が当該申請者への認定調査を実施す
る日の属する月の末日まで現在の認定有効期間を延長します。

新規認定申請者の要介護等認定については、認定調査が実施できない場合は認定でき
ませんので、暫定ケアプランによる介護サービス提供をいただきますようお願いします。



<変更後>

1 届出いただいた場合の本市の対応

① ー略ー

② 更新認定申請者の要介護等認定については、従前の認定要介護度の有効期間を6か月
延長します。

新規認定申請者の要介護等認定については、認定調査が実施できない場合は認定でき
ませんので、暫定ケアプランによる介護サービス提供をいただきますようお願いします。

※ 波線を引いたところが変更箇所です。なお、対象者の方へは準備が整い次第、通知と被保
険者証を送付します。

※ 今回の更新申請により、従前の認定要介護度の有効期間を6か月延長します。

延長した有効期間の満了後においても要介護・要支援状態に該当すると見込まれるとき
は、改めて更新申請を行ってください。